

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇国際決済銀行の通貨問題国際協調に関するステートメント

国際決済銀行は3月11日の理事会において、ドイツ・マルクおよびオランダ・ギルダーの平価切上げ後の西欧通貨情勢を討議した後、「前週各国為替市場に流布された他通貨の平価変更のルーマーにはなんらの根拠もない。関係各中央銀行は為替市場で密接に協調している」旨のステートメントを公表した。

このような形で国際決済銀行がステートメントを公表するのは異例のことであり、その心理的効果も大きく、ドイツ・マルク切上げ後の為替不安鎮静に大きな役割を果たしている。英国フィナンシャル・タイムズ紙などは上記のステートメントにはかなり具体的な裏付けがあるとの推測を掲げ、とくに英ポンド安定協力のため①中央銀行手持金・外貨準備の一部をポンドで保有する、②国際収支黒字国の中央銀行が、赤字国の中央銀行に対して資金を預託する、などの措置が行なわれるものと報道している。

現在のところ国際決済銀行理事国（ベルギー、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スイス、スウェーデンおよび英国）全体の動きは明らかではないが、3月中スイス国民銀行は英蘭銀行に対し約60万ドルの金スワップ取引（金売却、英ポンド買入れ）を行なったと伝えられ、今後の各国の動きが注目される。

#### ◇開発援助グループ（DAG）会議

DAG第四回会議は3月27日から3日間ロンドンにおいて開催され、概要次の事項が決議された。

- (1) DAGは後進国援助額の増加や、その効果の改善について各国に勧告しうるものとする。
- (2) 確実なかつ継続的な援助が後進国の発展に最も貢献するものであることを確認する。
- (3) 加盟各国は贈与または有利な条件の長期借款の増加を行なうべきである。

以上今回の会議では、各国の特殊事情を考慮し、今直ちに加盟国に後進国援助を画一的に強制することを避けて、原則的事項の決定にとどめ、各国の援助負担額決定などは今後の検討に譲られることとなった。

しかしながら、①従来もつばら後進国援助の情報交換ないし研究機関と解されていたDAGに対し、第1決議で参加国への勧告権を認めたこと、②第2、第3決議は商業ベースの援助の効果も認めるが、援助はヒモ付きでなく、長期財政援助のごときもが望ましいとの含みを持ったものであること、③各国の援助負担額は具体的に決定されなかったものの、今回の会議を機に米国側から加盟各国の負担目標をGNPの1%とする案（総額年間79億ドル、うち米国50億ドル）が発表され、また西ドイツが1962年までに50億マルクの援助支出を行なう計画を明らかにしたことなどから、各国に対する後進国援助負担増額の道義的圧力が強まりつつあることなどが注目される。

なお次の第5回DAG会議はきたる7月東京で開催されることに決定をみた。

#### ◇経済相互援助会議（COMECON）第14回総会

2月28日から3月3日まで、ベルリンで経済相互援助会議の定例総会（第14回）が開催され、ソ連・東欧7か国の加盟諸国の代表とアジアの社会主義4か国（中国、北鮮、蒙古、北ベトナム）からオブザーバーが出席した。

今回の総会では、昨年11月モスクワで発表された「共産党・労働者党代表者会議の声明」を基礎として、加盟諸国間の国際分業を進めることを確認し、次の各常設委員会の報告をめぐって討議が行なわれた。

- (1) 1965年までの加盟諸国におけるプラスチック、合成ゴム、合成繊維の生産増大に関する化学工業常設委員会の報告
- (2) 加盟諸国相互間の1961～65年にわたる長期通商協定締結に関する外国貿易常設委員会の報告
- (3) 1965年までの加盟諸国間の海上・河川輸送を確保するための措置に関する運輸・機械製作常設委員会の報告

以上が主たる報告であるが、今回の討議で注目される点は次の2点である。

その第1は、(2)の報告に関連して、機械・設備、食糧・原料商品、燃料（主として石油）、消費財の相互供給の増大に重点を置き、1965年の加盟諸国相互間の貿易総額を1958年水準の1.8倍（うち機械・設備2.3倍）に増大させるとともに、資本主義諸国とくに後進国との貿易を拡

大きさせる方向が確認されたことである。

その第2は、加盟諸国の間で1980年までの長期の経済発展計画の立案に関する協議が開始されたことである。

## 米 州 諸 国

### ◇米国、予算教書および国防予算教書

ケネディ大統領は3月24日予算および財政政策に関する特別教書を、同28日国防予算に関する特別教書をあいついで議会に送り、年初のアイク予算の修正を行なった。これによれば、1961、62両年度の予算は、アイク教書における各1億ドル、15億ドルの黒字見込みから、逆に22億ドル、28億ドルの赤字見込みへと大きく転換することとなり、さらに今後における支出増大の傾向が明確化されている。

予算編成の基本原則として強調されたのは、物価安定の範囲内で経済の成長と最大限の雇用に貢献すること、年ごとのバランスに捉われず景気後退時の赤字と繁栄期の黒字を通じ景気循環の1周期について均衡予算とすること、同時に支出のための支出とか黒字のための黒字とかの浪費や不合理な節約を避け、国家の必要に応じた支出を計上することなどの諸点である。国防予算についてはとくに、「恣意的な予算のわくにしばられることなく」国家の安全保障に十分であること、米国および友好国に対する核攻撃を阻止するに足る戦略体制を維持し、

同時に限定戦争を通ずる自由世界の後退を防ぐだけの兵力を保持することなどの諸点が強調された。

具体的な内容では、国防費を除き歳出をアイクの歳入見積りの線でおおむね均衡させつつも、アイクの予想が歳入面では過大であり歳出面では過小であると批判し、景気後退対策ないし経済成長のための支出を増額している。国防費の増加も予想以下とはいえ年間支出としては戦後最高となった。このなかではポラリス計画の増強（13億ドル増）、B-70計画の削減などが注目されている。収支見積りの計数をアイク予算と比較すると別表のとおりで、歳入面では景気見通しの改訂に伴う税收減が、歳出面では国防、教育、農業、失業補償などの増額が目立っている。なお予算の赤字転化により現在の国債発行限度2,850億ドル（ほかにかきたる6月末までの臨時増額分80億ドル）の引上げが要請されている。

### ◇米国、1960年第4四半期の国際収支

商務省がこのほど発表した計数によれば、昨年第4四半期（10～12月）の米国国際収支は差引12億ドルの赤字となり、9.2億ドルの金が米国から流出したことが明らかとなったが、これにより昨年全体の収支赤字は38億ドル、金流出は通計17億ドルとなった。

第4四半期の赤字の主因はドルに対する不安人気を中心とする投機的短期資金の流出であった。これは記録外取引および民間対外短期投資の赤字がそれぞれ6.1億ドルおよび5.7億ドルに上ったことに示されており、この二つの項目を除外すれば米国の国際収支は均衡していたことになる。他方、長期資本取引の面では、フォードの在英子会社株式買取り3.7億ドル、第2世銀への払込74百万ドルのほかはとくに目立った動きはなかった。

同期間の商品輸出は51億ドルと前期および前年同期をいずれも上回り、輸入は35億ドルと逆に減少した。商品サービス勘定の黒字は23.5億ドルで前期の12.1億ドル、前年同期の9.6億ドルに比し大きく改善されている。輸出の増加は援助関係の農産物が中心で、西欧向け機械類も好調であったが、年央前後まで増勢を続けた航空機および鉄鋼輸出の反落が目目された。輸入の減少は季節調整済みでは前期比年率10億ドル（7%）をこえ、前年同期比では同じく17億ドル（11%）近いものであった。減少の主因は鉄鋼およびその他の工業原材料、ならびに乗用車の輸入減で、これは前年下半期の鉄鋼ストおよび同年末の小型車国内生産の本格化と最近の国内在庫調整の進行を反映した動きである。地域別にみた場合、西欧およびカナダからの輸入減が著しく、日本からの輸入も前年同期比1.2億ドル減少した。

### 1961、62年度予算概要

(単位・百万ドル)

区 分	1961 年度			1962 年度		
	アイク 予 算	ケネディ 予 算	増 減	アイク 予 算	ケネディ 予 算	増 減
予 算 見 積 り 額						
歳 入	79,024	78,524	- 500	82,333	81,433	- 900
歳 出	78,945	80,693	+ 1,748	80,865	84,259	+ 3,394
収 支 尻	+ 79	- 2,169		+ 1,468	- 2,826	
歳 出 主 要 内 訳						
国 防 費	41,500	42,500	+ 1,000	42,910	43,800	+ 890
対 外 援 助						
軍 事	1,700	1,500	- 200	1,750	1,650	- 100
経 済	1,675	1,725	+ 50	1,875	1,875	0
農 務 省	5,739	5,807	+ 68	5,782	6,440	+ 658
教 育 厚 生 省	3,716	3,744	+ 28	4,005	4,798	+ 793
労 働 省	295	892	+ 597	223	658	+ 431
新 規 支 出 極 限						
要 請 額	82,068	87,141	+ 5,073	80,867	86,026	+ 5,159
国 防 費	41,308	41,371	+ 63	41,840	43,794	+ 1,954
対 外 援 助						
軍 事	1,800	1,800	0	1,800	1,600	- 200
経 済	2,131	2,131	0	2,200	2,400	+ 200
農 務 省	5,361	8,330	+ 2,969	5,509	6,169	+ 660
教 育 厚 生 省	3,909	3,940	+ 31	4,026	5,505	+ 1,479
労 働 省	525	2,566	+ 2,041	264	289	+ 25

なお、同期の金流出は欧州諸国向け10.5億ドル、その他諸国向け1.6億ドルで、逆にIMFから3億ドルの金が入流した。主要流出先としては英国3.5億ドル、スイス1.6億ドル、フランス1.2億ドル、オランダ1.1億ドルなどが目立っている。

### 米 国 国 際 収 支 (1959～60年)

(単位・百万ドル)

区 分	1959	1960	59Ⅳ	60Ⅰ	60Ⅱ	60Ⅲ	60Ⅳ
(受 取)							
商 品 輸 出	16,225	19,411	4,328	4,604	5,000	4,675	5,132
サ ー ビ ス 受 取	7,239	7,735	2,040	1,705	1,903	1,987	2,140
うち 民間投資収益	2,702	2,912	868	647	687	683	895
政府投資収益	346	346	155	58	57	87	144
外国対米長期投資	548	327	128	185	152	10	—
記 録 外 受 取	783	— 905	226	— 6	— 145	— 144	— 610
(支 払)							
商 品 輸 入	15,315	14,717	3,986	3,820	3,858	3,554	3,485
サ ー ビ ス 支 払	5,934	6,374	1,427	1,372	1,668	1,894	1,440
民間対外投資	2,301	3,522	773	546	683	900	1,393
直 接 投 資	1,310	1,541	365	269	297	325	650
その他長期投資	902	753	174	222	226	133	172
短 期 投 資	89	1,228	234	55	160	442	571
政 府 支 出	6,446	5,791	975	1,366	1,528	1,353	1,544
贈 与	1,623	1,651	460	380	411	405	455
借 款 ・ 投 資	1,733	1,106	— 237	222	381	144	359
海外軍事支出	3,090	3,034	752	764	736	804	730
収 支 差 額 (払超)	5,201	3,836	439	616	827	1,193	1,200
外国保有ドル増	4,126	2,134	367	566	733	556	279
金 流 出	1,075	1,702	72	50	94	637	921

資料：商務省 Survey of Current Business.

### ◇米国、対外援助教書

ケネディ大統領は3月22日議会に特別教書を送り、新政権の対外援助政策の大綱を明らかにした。大統領は現行援助計画を「不満足かつ不適当」と批判しつつ、1960年代における援助計画の基本的任務が、反共という消極的なものでなく、「経済成長と民主主義とがともどもに実現しうる」ことを証明するにあると述べ、全く新しい考え方と原則に基づいた援助政策を確立する必要を強調している。

新政策の特徴は、計画の重点を開発援助に置き、経済開発の性格に即して、援助計画を長期的、持続的かつ総合的なものとしようとしている点にある。具体的には経済援助関係機関の統合と開発援助の長期計画化とが中心で、所要資金の面ではさしあたりアイク予算の総むくを踏襲しつつも将来における大幅増額の方向を示唆している。骨子を摘記すれば次のとおり。

(1) 経済援助機関の統合……国務長官のもとに単一の援助計画運営機関を設け、現在の国際協力局 (IC

A)、開発借款基金 (DLF)、平和のための食糧計画、輸出入銀行の現地通貨貸付活動、平和部隊などの諸活動をここに統合する。現地での活動は駐在大使のもとに各1名の使節団長を置き統一する。

(2) 開発援助の長期化……被援助諸国各自の総合開発計画を基礎として、実情に応じた各種の援助を供与する。最も中心的な援助形式は、低利ないし無利子の開発借款で、期間は最長50年とし、「実務的な関係と相互尊敬を増進」するため、ドルで返済されることとする。これに必要な資金としては、援助機関に対し、向こう5年間、財務省から計73億ドル (1962年度9億ドル、以降各年16億ドル) を借り入れる権限を与え、議会における毎年の予算審議により計画が不安定となる現状を是正する。

(3) 所要資金……新規支出権限要請額 (1962年度) はアイク予算の40億ドルの線にとどめる。しかし内訳では軍事援助分16億ドル (— 2億ドル)、非軍事援助分24億ドル (+ 2億ドル) とする。援助資金の使用についてはこれまでどおり米国品優先買付けの方針を強調、実際には資金の約80%が米国品の購入に当てられる旨付言されている。

### ◇米国、輸出入銀行の業務拡大

先般の国際収支教書における大統領の指示に基づき、ワシントン輸出入銀行ではかねてその業務の拡大強化策を検討していたが、3月24日リンダー総裁は「米国の輸出業者を競争上海外諸国と完全に平等な地位に置くことを目的として」要旨以下の新計画を明らかにした。

(1) 短期の輸出信用取引における保証の拡大

昨年5月以降政治的危険のみをカバーしていた保証を、今後は商業的危険にも及ぼす。細部の手続完了次第実施される予定。

(2) 中期輸出信用の半製品、耐久消費財輸出への拡大

180日以上5年までの中期輸出信用取引については、従来資本財のみが融資および保証の対象とされていたが、海外で組み立てられる部品など半製品や乗用車、電気冷蔵庫など耐久消費財の輸出もこの対象に含め直ちに実施する。

(3) その他

従来行なわれていなかった外国国有石油会社に対する掘削精製装置の輸出に融資および保証を与えること、外国で入札を行なう資本設備輸出業者に対し融資の予約を与えること、委託販売品、見本市の展示品および海外で貸貸される商品について政治上の危険のみならず商業上の危険についても全面的に保証を与える

ことなどの措置を直ちに実施する。

#### ◇ブラジルの為替レート変更

ブラジル政府は3月14日、輸入総額の約7割を占める小麦、新聞用紙、石油および石油製品などの特惠輸入品に適用されるレート（いわゆる“Cost of exchange”）を1米ドル当り100クルゼイロから200クルゼイロへ切り下げ、同時に輸出入為替制度を次のとおり変更する旨を発表した。

(1) 特惠輸入品以外の一般カテゴリー（原材料、設備など）および特別カテゴリー（不要不急品など）の輸入につき、従来の為替競売制を廃止し自由市場によることとする。ただし、特別カテゴリーの分はインポート・ライセンスを必要とし、ライセンスの競売を行なう。

(2) 輸出に適用される特別レート、すなわち1米ドル当り第1グループ（コーヒーなど）90クルゼイロ、第2グループ（ココアなど）100クルゼイロはそのまま据え置き、かつその輸出為替は従来どおり政府が買い取る。この買取り資金と前述した特惠品目に対する輸入為替の売却代金との差額は通貨信用管理局（SUMOC）を通じて、コーヒー、ココアの価格安定のために使用する。

今回の改正のねらいは、輸入レートの切下げによって輸入を抑制するとともに、為替レートを簡素化し実勢に近づけることによって単一自由為替レートの確立の方向へ踏み出すことにあるものと思われ、本年の後半には複数為替レート制度を廃止する旨発表されている。なおIMF当局は今回の変更が今後の為替制度の簡素化を意図した暫定的措置であるとの了解のもとに同意する旨述べている。

### 欧州諸国およびアフリカ

#### ◇欧州経済共同体とギリシャの連合条約案調印

ギリシャと欧州経済共同体との連合（association）は、1959年6月ギリシャ側から連合申請が行なわれて以来、共同体当局およびギリシャ政府間で細目の検討、交渉が続けられてきたが、3月30日ようやく連合条約案の調印を終わった。

同条約案の内容は概要次のとおりである。

(1) 域内関税引下げ——共同体6か国とギリシャとの間の関税は原則として12年以内に全廃する。ただしギリシャは共同体6か国からの輸入の約3分の1について、22年間関税を維持することを認められる。

共同体6か国の間ですでに実施し、または今後行なう予定の域内関税引下げ措置はギリシャに対し均てん適用される。

(2) 対外共通関税——ギリシャの対外共通関税実施は共同体6か国とは別に、ギリシャの共同体6か国に対する域内関税引下げ進捗状況に応じて行なわれる。

(3) 域内輸入割当撤廃——ギリシャは当面量的輸入制限を現状のままとし、今後22年以内に全廃することとするが、その間共同体6か国との貿易拡大に努力する。共同体6か国側は域内輸入割当拡大措置をギリシャに均てんさせる。

(4) 対ギリシャ援助——共同体6か国は、欧州投資銀行を通じ、今後5年間に125百万ドルの対ギリシャ援助を行なう。

以上今回の連合条約案は、ギリシャ経済の後進性にかんがみ、共同体6か国側が大幅に譲歩し、ギリシャ援助の線を強く打ち出しているのが特色である。6か国側にかかる寛大な態度は、ギリシャが今後経済力の充実とともに連合の地位を脱して共同体のフル・メンバーとなることを予定したためであるが、いずれにせよ今回の動きは欧州経済共同体に対して従来の6か国以外の第三国が参加した最初の事例として注目されよう。

なお本条約案の発効には今後ギリシャの批准のほか、共同体側において欧州議会、共同体理事会の承認、さらに加盟6か国それぞれの批准が必要である。

#### ◇フィンランドのEFTAへの参加

フィンランドのEFTA（欧州自由貿易連合）への参加については、2月末来ジュネーブにおいてEFTA諸国とフィンランドとの間で協議中のところ3月15日に至り協定文につき同意が成立し、27日調印が行なわれた。

本協定によれば、ソ連とフィンランドとの関係を考慮しフィンランドのEFTAへの加入のかたちをとらず、現EFTA諸国を一体としフィンランドとの間で新自由貿易地域を設立する方式をとっている。本協定に基づくフィンランドの権利義務は従来のEFTA諸国とはほぼ同一であり、関税引下げおよび輸入の量的制限の撤廃も現行EFTA条約の予定表に準拠し、7月1日から実施される模様である。

なおフィンランドのEFTAへの参加はフィンランドの欧州における孤立化を防止するとともに、他方すでにEFTAに加盟している他のスカンジナビア諸国スウェーデン、ノルウェーとの間でEFTA市場における木材、紙製品の輸出競争を激しくさせることとなろう。

### ◇英独経済会議

ロイド英蔵相は3月23日、24の両日にわたりボンにおいてエアハルト西ドイツ経済相と経済交渉を行ない、次の諸点の確約をうることに成功した。

- (1) 西ドイツは戦後の対英債務残額 67.5百万ポンドを即時返済すること。
- (2) 西ドイツは英国から武器購入を促進する(従来の年平均支出額14百万ポンドを20百万ポンドに引き上げる)。ただし従来武器購入前払資金支払のため英蘭銀行へ預託中の資金残高約25百万ポンドについてはこれを新規購入資金に充当せず、引き続き無利子、無期限で預託すること。
- (3) 西ドイツはIMFからの金購入またはIMFに対する追加信用供与を行なうことによりIMFの機能強化に役立ること。

なお今回の措置は従来から予想されていたところではあるが、これが予想以上に円滑に決定をみたことは西ドイツが積極的に国際協力を行なわんとする真摯な態度の現われとみられ、英国ではおおいに歓迎されている。

### ◇英連邦首相会議

英連邦首相会議はロンドンにおいて3月8日から17日まで英国、カナダ、豪州、ニュージーランド、南ア連邦、インド、パキスタン、セイロン、マラヤ、ナイジェリア、ガーナ、キプロス、中央アフリカ連邦の13か国参加のもとに行なわれた。

今回の会議において注目された点は、英連邦諸国が南ア連邦の人種差別政策に対し反対するという点につき意見の一致をみ、とくにアジア・アフリカ諸国の主張が通って人権尊重を英連邦諸国の共通目的たらしめたことである。

この結果南ア連邦は本年5月末限りで英連邦から離脱することとなったが、①同国は今後も依然スターリング地域にとどまること、②南ア連邦の対英貿易の比重が高く、このため対英貿易を縮小することは南ア連邦にとってかなりの打撃をこうむること、③南ア産金は他に適当な売りさばき市場が見当たらないため従来どおりロンドン金市場経由で売却される公算が強いことなどから、当面英国と南ア連邦両国の経済関係に大きな変化がないものとみられている。ただし南ア連邦においては今後英国投資家の警戒的態度が高まり、英国からの開発投資が減少することによって今後かなり深刻な影響も生ずるのではないかと懸念している向きもある。

なお本会議においてシエラ・レオネ(西アフリカ)はきたる4月独立に伴い英連邦に加盟することが認められた。

### ◇英国の1961年経済白書

英国大蔵省は4月5日1961年経済白書を発表した。その中で昨年の英国経済の分析と本年の経済見通しを行っている。そのうち本年の経済見通しと今後の問題点の要旨は次のとおりである。

- (1) 本年の西欧諸国および日本の経済はおそらく拡大し、また北米経済も若干の回復が期待されるため、世界の工業生産は増大するであろう。一方おもに第1次生産物の輸出に依存する諸国による輸入は減少しそうある。世界貿易は1960年の初めに減少するかもしれないが、その後若干回復することが期待される。
- (2) 英国経済については、製造工業部門における投資計画が昨年比し30%増加していることを主因に民間投資は全体として著増することが予想されるとともに、個人所得、賦払購入、公共支出の増加から消費の増大も見込まれ、この結果国内総生産が増加するものと思われる。しかしその増大の程度は輸出水準と輸入規模に依存している。
- (3) 輸入は在庫蓄積の低下につれ減少することが期待される一方、輸出は世界貿易の下半期における回復見込みから好転するものと思われるが、輸出の増大は英国輸出品が価格と納期の点で競争力があり、そのうえ輸出努力も十分に果たされてこそはじめて可能である。
- (4) もし賃金の上昇が引き続き生産性の増加を上回るならば、コストと価格に対する圧力が強められ、輸出力がそこなわれることとなる。
- (5) 政府としては一時的に経済成長率を高めようとして現在以上に強い需要圧力を経済に与えることは国際収支の壁に突き当たり、継続的に高い成長率を維持しようとする本来の目的をかえって阻害することになると信じている。

### ◇英国の1960年国際収支

英国大蔵省は3月29日国際収支白書を発表した。その要旨は次のとおりである。

- (1) 1960年の経常勘定収支は344百万ポンドの赤字を示したが、これは1951年来の最大の赤字であった。これは輸入が前年比14%も著増し貿易収支が366百万ポンドの赤字となったほか、貿易外収支が海外における軍事支出の増大、高金利に伴う利払の増加など支出がかさみ22百万ポンドの受超にとどまったことによるものである。
- (2) 長期資本収支は民間分101百万ポンド、政府分100百万ポンドとともに赤字で、合計201百万ポンド

の赤字となった。この結果経常収支に長期資本収支を加えた総合収支は545百万ポンドの赤字となり、1959年に引き続き国際収支の悪化傾向はますます顕著となった(1959年444百万ポンドの赤字、1958年112百万ポンドの黒字)。

(3) かかる総合収支の赤字545百万ポンドに加え、海外スターリング地域諸国の保有ポンドが224百万ポンド減少し、さらに英国の対IMF借款返済を主因とし国際機関の保有ポンドが156百万ポンド減少したにもかかわらず、これらを上回る大量のホット・マネーの流入があったため(国際収支統計勘定面では雑資本流入119百万ポンド、非スターリング地域の保有ポンド増加604百万ポンド、および調整項目増加377百万ポンド)、昨年中金・外貨準備はかえって177百万ポンド(非交換可能通貨減少2百万ポンドを除く)の増加を示した。

### 英国の国際収支の推移

(単位・百万ポンド)

区 分	1958年	1959年	1960年
経 常 収 支	+ 291	+ 51	- 344
貿 易 収 支	+ 62	- 69	- 366
貿 易 外 収 支	+ 229	+ 120	+ 22
長 期 資 本 収 支	- 179	- 495	- 201
(1) 総 合 収 支	+ 112	- 444	- 545
調 整 項 目	+ 99	+ 64	+ 377
雑 資 本 移 動	+ 2	+ 8	+ 119
海 外 保 有 ポ ン ド (注)	+ 58	+ 236	+ 224
そ の 他 (注)	+ 13	+ 17	+ 2
(2) 計	+ 172	+ 325	+ 722
(1)+(2) 金・外貨準備	+ 284	- 119	+ 177

(注) 1. 海外保有ポンド増減内訳 (単位・百万ポンド)

	1959年中	1960年中
スターリング地域諸国	+ 185	- 224
非スターリング諸国	- 31	+ 604
国際機関	+ 82	- 156
計	+ 236	+ 224

2. その他は英国の対EPU収支と非交換可能通貨保有の増減。

### ◇西ドイツ・ブンデスバンクの支払準備率引下げ

ブンデスバンクは4月6日の理事会において、居住者預金に対する支払準備率を1959年10月現在の率の5%方引き下げ、4月1日に遡及して実施する旨決定した。

今回の引下げ措置は昨年12月、本年2月および3月に引き続き第4回目の引下げ措置で、今後の措置により平均支払準備率は11.1%から10.7%に低下し、これによ

て約4億マルクの支払準備預金が解放された。

今回の措置は、従来の金利面での措置(1月の公定歩合引下げならびにその後の公開市場証券レートの引下げ措置など)ともあいまって、市中金利の漸進的低下を図り、外国からの短期資金の流入を防止するとともに、さらに進んで資本輸出の促進を図ろうとするものであり、結局マルク切上げの国際収支改善効果を金融政策面からも支持しようとする趣旨と考えられる。

とくに昨年12月以来、3月までの支払準備率引下げ措置が季節的金融逼迫期をねらって実施されたのに対し、今回の措置は、季節的にはむしろ金融緩和の時期に実施されることとなる点で、ブンデスバンクの金融緩和促進に対する態度の積極化がうかがわれる。

### 西ドイツの支払準備政策の推移

区 分	措 置 の 概 要	平 均 支 払 準 備 率	支 払 準 備 義 務 額	特 別 措 置
1959年		%	億マルク	
10月	引締め政策開始前	8.1	71	非居住者預金については1960年1月から1959年11月末の残高をこえる分につき法定最高限度(当座預金30%)の準備率を適用
11月	1959年10月末現在の率の10%引上げ	8.9	79	
1960年				
1月	1959年10月末現在の率の10%引上げ	9.7	89	
3月	1959年10月末現在の率の20%引上げ	11.2	105	
6月	1959年10月末現在の率の15%引上げ(ただし貯蓄預金については10%)	12.3	118	
7月	3~5月の平均残高をこえる分につき法定最高限度を適用	12.5	122	
12月	7月の特別措置廃止	12.3	123	
1961年				
2月	1959年10月末現在の率の5%引下げ	11.9	122	
3月	1959年10月末現在の率の10%引下げ	11.1	118	
4月	1959年10月末現在の率の5%引下げ	10.7	114	

### ◇フランスの輸入自由化ならびに関税引下げ措置

フランス政府は、最近の国内物価の騰貴傾向にもかかわらず、4月1日からOEEC地域およびドル地域からの輸入自由化をさらに推進するとともに、関税率(1957年基準)の一律5%(特定品目については10%)の引下げを行なうなど一連の輸入緩和措置を実施した。

今回自由化されるものは、ニッケル合金、写真機、ラジオ・テレビ受信機、事務用機械、高級玩具などの残存非自由化工業製品の大部分であり、新自由化率(1957年基準)は対OEEC地域95.54%(従来は93.79%)、対

ドル地域 98.89% (従来は 96.77%) となった。なお、今回の自由化措置にあたって、国内産業への急激な影響を回避するため小型トラック、時計、トランジスター、電気冷蔵庫などは一応見送られたが、これらのものについても 6 月ごろを目安に自由化が漸進的に進められる模様であり、工業製品の年内完全自由化達成はまずまちがいないものとみられる。

### 輸 入 自 由 化 率

(1961年 4 月 1 日現在) (1957年基準)

区 分	対OECC地域	対ドル地域
農 産 物	63.25%	76.86%
原 材 料	100	100
工 業 製 品	99.21	99.25
合 計	95.54	98.89

一方関税率の引下げは本年 1 月のハルシュタイン案に基づく関税率引下げに続くもので、フランスとしては 1959 年以來 4 度目の関税引下げである。今回の措置の特色は、第 1 に地域、商品の区別なく一律に 5% の関税率引下げが行なわれたことである (過去 3 回の引下げはいずれも共同市場諸国を中心とするものであった)。第 2 にドイツ・マルク、オランダ・ギルダーの切上げによって国際競争力が強化されたとみられる品目 (自動車、化学製品、繊維製品などの一部) については思い切って 10% の引下げ率が適用されたことである。関税率引下げのねらいは、輸入の促進により国内物価の騰貴傾向を沈静させる点にあるが、このほか周辺諸国に比して従来相対的に高かったフランスの関税率をこの際いくぶんでも是正しておこうとするものであるとみられる。

これら一連の輸入緩和措置は、いずれもハルシュタイン促進案 (年末までに工業製品の完全自由化、明年 1 月から第 4 次の関税引下げ) に先んずるものである。なお、現在フランスは金・外貨準備に相当の余裕があり、しかも最近国内物価の騰貴傾向が若干表面化しているおりから、今回の措置によって経済の過熱化が和らげられるものとして期待もされているが、いずれにせよ他国をリードして進められている同国の自由化政策は注目に値しよう。

### ◇イタリアの1960年国際収支

イタリアの1960年国際収支は、貿易外収入の好調と資本勘定面での受超増大にもかかわらず貿易収支の赤字が倍増したことを主因として総合収支 (短期資本を除く) 黒字額は 521 百万ドルと前年の 764 百万ドルをかなり下

回った。さらに同年中前年末から引き続き巨額の短期対外債務の返済 (注) が行なわれたため金・外貨準備はわずか 127 百万ドルを増加したにとどまり、同年末残高は 3,080 百万ドルとなった。

おもな収支項目の動きは次のとおりである。

(1) 貿易収支の赤字増大は、輸入が工業原材料、半製品および機械類を中心として著増 (前年比 40% 増) したのに対し輸出はおもに自動車を中心とする対米輸出の減退から相対的に伸び悩んだ (前年比 25% 増) ためである。輸入の著増はかねてよりの自由化計画に加えて米国の国際収支の安定に寄与しようとする意図もあって 1959 年末から 1960 年半ばに 3 度 (1959 年 12 月、1960 年 6 月、11 月) の対ドル輸入自由化措置を実施した (この結果自由化率は 85% から 97% に拡大) ことが大きく影響している。

(2) 貿易外収支の好調は観光収入が 5 億ドルをこえたこと、労働者移民増加 (1960 年中の移民数は約 223 千人) の影響もあり移民送金が 3 億ドル近くに達したこと、などを主因とするものであるが、これによってイタリアの国際収支における貿易外収入の伝統的重要性はますます高められている。

(3) イタリアへの外国投資は依然増加傾向を続けているが、一方イタリアからの対外投資も著増しており、とくにオリベッティ社による米国アンダーウッド社の株式取得 (約 69% を取得)、モンティカティーニ社による米国市場への直接投資、国際協力としての低開発国援助の促進などの諸点が注目される。

### イタリアの1960年度国際収支

(単位・百万ドル)

区 分	1960 年	1959 年
貿 易 収 支	- 893.4	- 384.9
貿 易 外 収 支	1,165.2	1,059.3
うち 観 光 収 入	532.7	436.5
移 民 送 金	288.5	246.4
そ の 他	344.0	376.4
経 常 勘 定 収 支 尻	271.8	674.4
外 国 投 資	322.6	235.0
海 外 え の 投 資	- 113.7	- 34.7
政 府 取 引 お よ び そ の 他 資 本 勘 定	40.9	- 110.3
総 合 収 支 尻	521.6	764.4
金・外貨準備増減	+ 127.2	+ 877.3
金・外貨準備残高(年末)	3,079.8	2,952.6

(4) 1959年11月、イタリア銀行は全金融機関に対し、非居住者の外貨勘定の過剰残高整理(注)を勧告してきたが、これにより1960年中に約4億ドルが海外市場に還流し(銀行の非居住者外貨勘定残高、1959年末391百万ドル、1960年末58百万ドル)イタリアの金・外貨準備の増加は比較的僅少にとどまった。

(注) イタリアはここ2～3年末大幅な国際収支の黒字の継続、なかんずく短期資金の流入増加により市中に過剰流動性の状態をもたらしており、これが是正のため1959年11月イタリア銀行は全金融機関に対し1960年12月末までにかかる過剰短期債務の返済を勧告し、これに必要な外貨はイタリア為替局から売却を行なう旨の通達を行なってきた。

### イタリアにおける対外債務残高の推移

(単位・百万ドル)

年 末		1957年	1958年	1959年	1960年
短 期 債 務		167	305	391	59
中 長 期 債 務	政 府 債 務	586	625	680	714
	うち 政府借入金 政府保証借入	585	623	678	711
	外国保有国債	1	2	2	3
	民 間 債 務	702	969	1,534	2,207
	うち 借 入				
	社債	56	56	69	75
	その他	94	165	247	258
	証券投資				
	社債	16	18	22	29
	株式	536	730	1,196	1,845
そ の 他 直 接 投 資	25	34	53	93	
合 計	1,313	1,628	2,267	3,014	

### ◇スイス国民銀行、市中銀行との間に支払準備に関する紳士協定締結

スイス国民銀行は、マルク切上げ後の為替不安によりスイスに流入した短期資金の不胎化を目的としこのほど市中大銀行との間に、支払準備に関する紳士協定を締結、3月下旬から実施した。

その内容は、大銀行に、3月前半に流入した非居住者の資金を国民銀行の特別勘定に預入せしめ、一定期間(期間未定)これを封鎖しようとするものである。

スイス国民銀行は、すでに昨年8月コンゴ動乱に際し、短資の流入を防止するため、商業銀行との間に非居住者預金の付利禁止・手数料徴求・3か月の引出予告期間の要求などを内容とする紳士協定を締結し(35年9月号参照)、現在まで引き続き実施してきたが、それにもかかわらず先般のマルク切上げ後の為替不安によりスイスに流入した短期資金は3月末までで3億ドル弱に達

し、頃来建築・設備投資と輸出の好調・消費の増大によりブームを続けるスイス経済にインフレ圧力を加えるに至った。

スイス国立銀行は、当面の流入の主因がポンド不安にあることなどにかんがみ、ポンド不安の除去による短資の流入防止をねらい、3月下旬、英蘭銀行に対し約6千万ドルの金のスワップ取引を行なったと伝えられているが、今回の措置は、これに加え、すでに流入した資金の不胎化を目的として行なわれたものであり、これによって約2.4億ドル相当額が封鎖された。

かかる流入短資の不胎化措置が、紳士協定により「自由意志による支払準備(Freiwillige Mindestreserve)」という形式で実施されたのはスイスに法的な支払準備制度が存在しないためであるが、紳士協定による支払準備制度はすでに1955年以降1958年まで実施されたことがある。

### ◇南ア連邦における最低準備率引下げ

南ア準備銀行は3月30日商業銀行の要求払預金に対する最低準備率を10%から6%へ引き下げた。

今回の引下げ措置は、3月が財政年度末にあたり商業銀行勘定から多額の政府預金の引揚げが行なわれ、銀行の手元資金が逼迫するに至ったため、これを緩和するためとられたものである。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇インドの1961年上期輸入政策

インド政府は、4月1日、本年度上期(1961年4月～9月)の輸入政策を発表した。その概要は、次のとおりである。

- (1) 今期の輸入方針は、国際収支対策として引き続き輸入制限を堅持する一方、国内工業の稼働に支障をきたさないように工業原材料を確保し、輸入外貨割当の運用を通じ輸出を促進することに重点を置く。
- (2) 登録輸入業者(established importers)に対しては、後記147品目につき輸入を制限する。この結果節約される外貨30百万ルピー(6.3百万ドル)は、工業実需者に対し輸出実績にリンクして追加割当を行なう。
- (3) 登録輸入業者が制限を受ける147品目は、国内産業の発展に伴い自給度が向上したものの、政府の海外借款計画により輸入されるものなどで、このうちには、化学製品(醋酸、カセソーダ)、鉄鋼パイプおよび棒鋼、電気絶縁体、1馬力以下のモーター、送風機、自動車部品などが含まれる。



(4) 国内市場向け商品の生産を専業とする工業に対しては、外貨割当の削減(ただし30%以内)を行なう場合があるが、このうち国内向け必需物資の生産者に対しては削減を行なわない。

なお、インドは昨年同期(1960年10月～1961年3月)からすでにきびしい輸入制限に転じており、開発計画を推進する以上、さらに大幅な輸入制限を実施することは困難な事情にある。したがって、今回の輸入引締めも全体としては、前期を若干強化した程度にとどまるとみられる。しかし、輸入ライセンスの発給を工業実需者、輸出に結びつくもの、海外援助の裏づけのあるものに優先していることは、目立った特徴といえよう。

#### インドの外貨準備高の推移

(単位・百万ドル)

区 分	1960年				1961年	
	3月	6月	9月	12月	1月	2月
外貨準備 (中央銀行、 政府保有分)	762	686	646	670	665	674
(前年同期比)	(-34)	(-62)	(-92)	(-144)	(-146)	(-98)

#### インドの貿易

(単位・百万ドル)

区 分	1959年下期	1960年上期	1960年下期中
	(1959年10月 ～60年3月)	(1960年 4月～9月)	の3か月実績 (1960年 10月～12月)
輸 出	613	644	395
輸 入	904	1,011	456
入 超	291	367	61

#### ◇タイの第1次経済開発計画

タイ政府は、最近、第1次経済開発6ヵ年計画(1961～66年)を発表した。タイはこれまで、総合的な開発計画をもたなかったが、1957～58年に世界銀行がタイ政府に対し、経済開発に関する各種勧告を行なったのを契機として、政府部内にも長期的かつ総合的な開発計画を策定しようとする動きが強まり、今般ようやく具体化をみるに至った。

今回発表された新開発計画の規模は212億バーツ(10億ドル、同期間中の国家予算計画における歳出の約4割)で国民所得の年平均増加率を5%(現在4%)へ、1人当たり国民所得の増加率を3%(現在2%)へそれぞれ引き上げることを目標としている。

計画の重点は、農業および工業開発の促進、運輸・通

信などの拡充、教育の向上、社会福祉の充実などに置かれている。このうち、

(1) 農業開発については、米、ゴムなど重要農産物の生産増加と品質改善を図り、また灌漑施設の拡充などにより農産物生産の多角化を促進して、自給体制の基盤を強化する、

(2) 工業化については、国産原料を大量に使用する民間企業を振興するとともに、民間投資を促進することによりセメント、織物、製糖、製紙など輸入代替産業の育成に努める、

などの方針を明らかにしている。

政府は同計画の実施に際しては、赤字財政を避け、通貨価値の安定に努める旨を強調しているが、開発支出を含む国家予算において年々巨額の国債発行を予定しているだけに、その消化が結果的に中央銀行の引受けとなり、インフレを誘発する懸念もあろう。また、増税や外国援助についても相当の期待を寄せている(外国援助期待額は約70億バーツ、3億ドルで開発所要資金の約1/3)ことからみて、同計画が順調に進捗するにはなお困難が多いとみられる。

#### タイの第1次経済開発資金計画

(単位・百万バーツ)

区 分	経済開 発資金	うち、純 投資額	資 金 調 達			
			予算 支出	官営事 業収入	外 国 からの 借 入	其 他 の外国 の援助
1961年度	2,949	(1,600)	1,388	139	904	517
62	3,780	(1,900)	1,900	122	1,239	519
63	3,719	(2,200)	2,200	78	937	503
64	3,485	(2,500)	2,500	65	416	505
65	3,582	(2,800)	2,800	29	252	502
66	3,753	(3,100)	3,100	25	128	500
計	21,268	(14,100)	13,888	458	3,876	3,046

(注) 1961年10月以降、会計年度が10月～9月となるため、1961年度は1月～12月、1962年度は1961年10月～1962年9月となり、以下同様。

#### ◇ニュージーランド準備銀行法の改正

ニュージーランド準備銀行法を改正する法律は、昨年10月28日から施行されたが、このほど準備銀行の資料によって明らかとなった改正の要点は次のとおりである。

(1) 通貨・信用調整の権限と責任は、政府に属させる旨を明確に規定したこと

権限・責任に関するこれまでの規定は明確を欠いていたが、今般次のとおり定めた。すなわち、政府は金融政策の基準を「最高の生産・貿易・雇用の実現およ

び物価の安定を図り、経済的社会的福祉を維持促進すること」に置き、その政策を準備銀行に伝達すること、準備銀行は政府のためにその政策を実施し、また所要の勧告を政府に対し行なう義務があることと規定した。なお、準備銀行と政府との間に意見の不一致を生じた場合、準備銀行は国会の議決に従う旨を定めた従来の規定は削除された。

(2) 準備銀行が行なう金融規制に法的権限を付与したこと

商業銀行の貸出政策および預金・貸出金利に対する規制は、従来商業銀行との紳士協定によって実施されていたが、これを法的権限に基づき行なうよう定めた。

(3) 外国為替レート決定の権限を大蔵大臣に付与したこと

これまで、為替レートは準備銀行総裁が政府の同意を得て決定していたが、今後は大蔵大臣が準備銀行総裁の意見を聞いて決定するよう定めた。

来の6%から7%へ引き上げるとともに、次のとおり一連の金融引締め措置を発表した。なお、今回の公定歩合の変更は、1959年10月の引下げ(7%→6%)以来1年半ぶりの措置である。

(1) 商業銀行当座貸越利率の引上げ(平均レート5.22%→5.5%)

(2) 支払準備率操作による引締め強化

(3) 選択的信用規制(商業銀行に対し消費者信用および輸入金融の抑制を勧告)

ニュージーランドでは、昨年来労働力が不足し、質上げが行なわれ、また商業銀行貸出も7月以降65百万ドルの急増(前年同期12百万ドル減)をみたため、インフレの懸念が強まった。一方、国際収支面でも、昨年半ば以降、羊毛、酪農品の市況悪化を主因に輸出が伸び悩み、反面輸入は制限緩和により増加、このため外貨準備(準備銀行保有分)は昨年8月以降急減して2月末には140百万ドル台と1958年以来の最低額に落ちた。このため準備銀行は昨年11月に支払準備率を引き上げ、金融引締めに転じたが、引き続き金融引締め政策の強化と輸出振興策により国際収支の改善を図ろうとしている。

#### ◇ニュージーランド準備銀行の公定歩合引上げなど

ニュージーランド準備銀行は3月23日、公定歩合を従